

第76回国民体育大会 三重県準備委員会

第7回 総会



とこまる

三重とこわか国体

第76回国民体育大会 ときめいて人 かがやいて未来 2021

平成30年7月23日(月)

津センターパレス 5階ホール

第76回国民体育大会三重県準備委員会 第7回総会 次第

期日：平成30年7月23日（月）

時間：14：00～14：45

場所：津センターパレス
5階ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- | | |
|---|------|
| (報告事項1) 第76回国民体育大会三重県準備委員会 委員及び役員等の変更 | P 3 |
| (報告事項2) 専決処分した事項 | P 6 |
| (報告事項3) 第11回、第12回常任委員会における審議決定事項 | P 7 |
| (報告事項4) 第76回国民体育大会の開催地及び会期の決定 | P 23 |
| (報告事項5) 三重とこわか国体・三重とこわか大会イメージソング
及びダンスについて | P 24 |
| (報告事項6) 国民体育大会の名称変更 | P 25 |

4 審議事項

- | | |
|--|------|
| (第1号議案) 平成29年度事業報告（案） | P 27 |
| (第2号議案) 平成29年度収支決算（案） | P 30 |
| (第3号議案) 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（仮称）の設置
について（案） | P 32 |

5 閉会

【参考資料】

- | | |
|------------------------|------|
| ○第76回国民体育大会三重県準備委員会 名簿 | P 51 |
|------------------------|------|

第 76 回国民体育大会三重県準備委員会 委員及び役員等の変更

平成 29 年 7 月 31 日以降における委員及び役員等の変更について、第 76 回国民体育大会三重県準備委員会会則第 8 条第 3 項及び第 9 条第 5 項の規定により報告します。

○副会長

(敬称略、順不同)

選出区分	所属機関・団体・役職名	前任者	新任者
県議会関係	三重県議会議長	舟橋 裕幸	前田 剛志
市町関係	三重県市長会会長	前葉 泰幸	鈴木 健一
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会会長	竹林 武一	—
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	—	向井 弘光

○常任委員

(敬称略、順不同)

選出区分	所属機関・団体・役職名	前任者	新任者
県議会関係	三重県議会総務地域連携常任委員会 委員長	下野 幸助	服部 富男
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	藤澤 幸三	—
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	向井 弘光	—
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	武田 美保	—
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	—	石垣 英一
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	—	加藤 公
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	—	宮本 ともみ
学校関係	三重県高等学校体育連盟会長	辻 昭司	阿形 克己
産業・経済関係	三重県商工会連合会会長	藤田 正美	坂下 啓登
医療関係	一般社団法人 三重県病院協会理事長	濱田 正行	竹田 寛
県(行政)関係	三重県防災対策部長	福井 敏人	福永 和伸
県(行政)関係	三重県健康福祉部長	田中 功	—
県(行政)関係	三重県医療保健部長	—	福井 敏人
県(行政)関係	三重県子ども・福祉部長	—	田中 功
県(行政)関係	三重県地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行	—
県(行政)関係	三重県地域連携部 国体・全国障害者スポーツ大会局長	—	村木 輝行
県(行政)関係	三重県県土整備部長	水谷 優兆	渡辺 克己

○監事

(敬称略、順不同)

所属機関・団体・役職名	前任者	新任者
三重県会計管理者（出納局長）	城本 暁	荒木 敏之
市会計管理者	森井 啓	和田 克正

○委員

(敬称略、順不同)

選出区分	所属機関・団体・役職名	前任者	新任者
市町関係	大台町長	尾上 武義	大森 正信
市町関係	三重県市議会議長会会長	細矢 一宏	水谷 進
市町関係	三重県町村議会議長会会長	飯田 徳昭	上村 久仁
スポーツ関係	三重県ハンドボール協会会長	島田 佳和	向井 弘光
スポーツ関係	三重県相撲連盟会長	加古 昭次	—
スポーツ関係	三重県相撲連盟理事長	—	石川 元司
スポーツ関係	三重県剣道連盟会長	川口 正人	岡田 一義
スポーツ関係	三重県山岳連盟会長	亀井 正明	根本 幹雄
スポーツ関係	三重県クレ射撃協会理事長・副会長	木村 賢二	—
スポーツ関係	三重県クレ射撃協会会長	—	橋本 修
スポーツ関係	三重県軟式野球連盟会長	野崎 洋	千田 喜久治
スポーツ関係	一般財団法人 三重県高等学校野球連盟会長	和田 健治	鈴木 達哉
スポーツ関係	三重県スポーツ少年団本部長	奥野 勇	宮崎 誠
福祉・障がいスポーツ関係	社会福祉法人 三重県厚生事業団理事長	梶田 郁郎	—
福祉・障がいスポーツ関係	社会福祉法人 三重県厚生事業団理事	—	速水 恒夫
学校関係	三重県小中学校長会会長	川合 陽一郎	西村 茂
学校関係	三重県立学校長会会長	和田 欣子	谷口 光暁
学校関係	独立行政法人国立高等専門学校機構 鈴鹿工業高等専門学校校長	新田 保次	吉田 潤一
学校関係	三重県高等学校PTA連合会会長	細渕 修	倉田 利寛
産業・経済関係	公益社団法人 日本青年会議所東海地区 三重ブロック協議会会長	林 佳宏	山川 武志
産業・経済関係	三重県農業協同組合中央会会長	奥野 長衛	谷口 俊二
産業・経済関係	一般社団法人 三重県建設業協会会長	山下 晃	山野 稔
通信・運輸関係	東海旅客鉄道株式会社三重支店支店長	堀 保彦	西川 員也
通信・運輸関係	近畿日本鉄道株式会社名古屋統括部 取締役常務執行役員名古屋統括部長	都司 尚	原 恭
通信・運輸関係	一般社団法人 三重県タクシー協会会長	中島 嘉浩	鋤形 幸一

文化・社会団体等関係	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団理事長	太田 栄子	福田 圭司
文化・社会団体等関係	国際ロータリー第 2630 地区ガバナー	田山 雅敏	—
文化・社会団体等関係	国際ロータリー第 2630 地区 ガバナーエレクト	—	辻 正敏
官・公署関係	国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所所長	川村 謙一	岩下 友也

○顧問

(敬称略、順不同)

選出区分	所属機関・団体・役職名	前任者	新任者
顧問	衆議院議員	島田 佳和	—
顧問	衆議院議員	中川 康洋	—
顧問	衆議院議員	松田 直久	—

○参与

(敬称略、順不同)

所属機関・団体・役職名	前任者	新任者
三重県議会議員	北川 裕之	—
毎日新聞社津支局支局長	庭田 学	広瀬 隆史
読売新聞社津支局支局長	奥村 圭	新良 雅司
産経新聞社津支局支局長	福本 剛	桑 博之
日本経済新聞社津支局支局長	岡本 憲明	山本 啓一
CBCテレビ三重支社支社長	河邊 芳伸	花田 松彦
いなべエフエム会長	弓矢 孝己	—
特定非営利活動法人いなべエフエム会長	—	弓矢 孝己

専決処分した事項

第 76 回国民体育大会三重県準備委員会会則第 14 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告します。

1 平成 30 年度暫定収支予算

平成 30 年度に実施する会議の開催、競技役員の養成及び事務局の運営等に係る経費のうち、年度当初から総会開催までの期間の必要額について、暫定収支予算として専決処分を行った。

(平成 30 年 4 月 1 日 専決処分)

(1) 収入の部

(単位:千円)

科目	予算額	説明
負担金	26,948	三重県負担金
合計	26,948	

(2) 支出の部

(単位:千円)

科目	予算額	説明
事業費	26,664	競技役員等養成事業費、式典基本計画策定費、配宿業務委託費、広報・県民運動活動費、各種会議等運営費、その他(旅費等)
事務局費	284	事務局運営費
合計	26,948	

第 11 回、第 12 回常任委員会における審議決定事項

第 76 回国民体育大会三重県準備委員会会則第 12 条第 7 項の規定により報告します。

1 第 11 回常任委員会（平成 30 年 3 月 19 日）〔報告事項 3 - 1〕

次の事項について審議し、決定しました。

【審議決定事項】

- (1) 第 76 回国民体育大会 会場地市町第七次選定
- (2) 第 76 回国民体育大会 デモンストレーションスポーツ実施競技選択
及び会場地市町第三次選定
- (3) 会場地市町における開催予定施設の変更について
- (4) 第 76 回国民体育大会 式典基本方針
- (5) 第 76 回国民体育大会 警備・消防防災基本計画
- (6) 常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項 変更

2 第 12 回常任委員会（平成 30 年 7 月 23 日）〔報告事項 3 - 2〕

次の事項について審議しました。

【審議事項】

- (1) 第 76 回国民体育大会 開催準備総合計画の改正（案）
- (2) 第 76 回国民体育大会 馬事衛生基本方針（案）

第76回国民体育大会 会場地市町第七次選定

【市町別】

	市町	競技(種目)		種別	開催予定施設(※1)	オリンピック追加対象(※2)	
						種目	種別
1	津市	バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	津市御殿場海岸特設会場(☆)	○	
		レスリング		女子	津市産業・スポーツセンター (メッセウイング・みえ)		○
2	四日市市	サッカー		少年男子	四日市大学第1グラウンド(☆)		
		体操	トランポリン	全種別	中央緑地新体育館	○	
		自転車	トラック・レース	女子	四日市競輪場		○
3	鈴鹿市	水泳	水球	女子	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿水泳場		○
		ラグビーフットボール		女子	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿サッカー・ラグビー場		
4	名張市	ホッケー		全種別	(仮称)名張市民ホッケー場(☆)		
5	尾鷲市	水泳	オープンウォータースイミング	全種別	尾鷲市三木里海水浴場(☆)	○	
6	亀山市	ウエイトリフティング		女子	亀山市西野公園体育館		○
7	いなべ市	自転車	ロード・レース	女子	いなべ市特設ロードレースコース		○
8	志摩市	ボクシング		成年女子	阿児アリーナ		○

(※1) 「開催予定施設」欄に「☆」がある施設は、今回の選定で初めて競技会場となる施設です。

(※2) 「オリンピック追加対象」欄に「○」の記載がある競技は、(公財)日本スポーツ協会の「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」に伴う正式競技導入対象となる競技です。

【競技別】

	競技(種目)		種別	市町	開催予定施設(※1)	オリンピック追加対象(※2)	
						種目	種別
1	水泳	水球	女子	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿水泳場		○
		オープンウォータースイミング	全種別	尾鷲市	尾鷲市三木里海水浴場(☆)	○	
2	サッカー		少年男子	四日市市	四日市大学第1グラウンド(☆)		
3	ホッケー		全種別	名張市	(仮称)名張市民ホッケー場(☆)		
4	ボクシング		成年女子	志摩市	阿児アリーナ		○
5	バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	津市	津市御殿場海岸特設会場(☆)	○	
6	体操	トランポリン	全種別	四日市市	中央緑地新体育館	○	
7	レスリング		女子	津市	津市産業・スポーツセンター(メッセウイング・みえ)		○
8	ウエイトリフティング		女子	亀山市	亀山市西野公園体育館		○
9	自転車	トラック・レース	女子	四日市市	四日市競輪場		○
		ロード・レース		いなべ市	いなべ市特設ロードレースコース		
10	ラグビーフットボール		女子	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿サッカー・ラグビー場		○

(※1) 「開催予定施設」欄に「☆」がある施設は、今回の選定で初めて競技会場となる施設です。

(※2) 「オリンピック追加対象」欄に「○」の記載がある競技は、(公財)日本スポーツ協会の「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」に伴う正式競技導入対象となる競技です。

第76回国民体育大会 デモンストレーションスポーツ
実施競技選択及び会場地市町第三次選定

【実施予定競技別】

	実施予定競技	会場地 市町	競技団体	競技会場予定施設
1	伊賀流手裏剣打スポーツ	伊賀市	一般社団法人伊賀上野観光協会	上野公園特設会場
2	SSピンポン	四日市市	エンジョイSSピンポンクラブ	三重北勢健康増進センター ヘルスプラザ
3	カッターレース	四日市市	四日市港まつり実行委員会	四日市港霞ヶ浦南埠頭西側海域
4	カローリング	亀山市	三重県カローリング協会	亀山市東野公園体育館
5	スポーツ鬼ごっこ	亀山市	三重スポーツ鬼ごっこ愛好会	亀山市立亀山西小学校
6	ターゲット・バードゴルフ	名張市	三重県ターゲット・バードゴルフ 協会	名張市ターゲット・ バードゴルフ場
7	タスポニー	四日市市	三重県タスポニー協会	中央緑地新体育館
8	パドルテニス	四日市市	三重県パドルテニス協会	四日市市霞ヶ浦体育館
9	ビリヤード	亀山市	三重県ビリヤード協会	亀山市西野公園体育館
10	ファミリーバドミントン	四日市市	三重県ファミリーバドミントン 協会	中央緑地新体育館
11	ユニカール	亀山市	亀山市レクリエーション協会	亀山市東野公園体育館

【会場地市町別】

	会場地 市町	実施予定競技	競技団体	競技会場予定施設
1	四日市市	SSピンポン	エンジョイSSピンポンクラブ	三重北勢健康増進センター ヘルスプラザ
		カッターレース	四日市港まつり実行委員会	四日市港霞ヶ浦南埠頭西側海域
		タスポニー	三重県タスポニー協会	中央緑地新体育館
		パドルテニス	三重県パドルテニス協会	四日市市霞ヶ浦体育館
		ファミリーバドミントン	三重県ファミリーバドミントン 協会	中央緑地新体育館
2	名張市	ターゲット・バードゴルフ	三重県ターゲット・バードゴルフ 協会	名張市ターゲット・ バードゴルフ場
3	亀山市	カローリング	三重県カローリング協会	亀山市東野公園体育館
		スポーツ鬼ごっこ	三重スポーツ鬼ごっこ愛好会	亀山市立亀山西小学校
		ビリヤード	三重県ビリヤード協会	亀山市西野公園体育館
		ユニカール	亀山市レクリエーション協会	亀山市東野公園体育館
4	伊賀市	伊賀流手裏剣打スポーツ	一般社団法人伊賀上野観光協会	上野公園特設会場

※ 開催準備を進めていくうえで、「実施予定競技」「競技団体」及び「競技会場予定施設」を変更する場合は、三重県準備委員会と協議し、決定するものとします。

会場地市町における開催予定施設の変更について

ソフトボール競技（成年男子）

会場地市町	開催予定施設	
明和町	変更前	明和町総合グラウンド（2面）
	変更後	明和町総合グラウンド（1面） 明和中学校第2グラウンド（1面）

第76回国民体育大会 式典基本方針

第76回国民体育大会（以下、大会）の式典は、「国民体育大会開催基準要項」、「第76回国民体育大会開催基本方針」、「第76回国民体育大会開催基本構想」を踏まえ、スポーツの祭典としてふさわしい式典とする。

1 基本理念

- (1) 多くの県民がさまざまな形で式典に参加できる仕組みを作り、全国から集う選手・観客をもてなすことで、温かい心のつながりを感じられる式典とする。
- (2) 「三重県の魅力」を共感または再認識できるような機会づくりに努め、コンセプトを明確にすることで参加者の心に残る式典とする。
- (3) 選手の負担軽減に考慮し、創意工夫を凝らしたすべての人、環境にやさしいスマートな式典とする。

2 式典の構成

式典は、大会の総合開・閉会式、各競技会の表彰式、大会旗・炬火イベントで構成する。

(1) 総合開・閉会式

総合開・閉会式は、「国民体育大会開催基準要項第20項」の規定による式典、役員・選手団入退場及び集団演技で構成する。

(2) 表彰式

各競技会の表彰式は、「国民体育大会開催基準要項細則第8項」の規定により構成する。

(3) 大会旗・炬火イベント

大会旗・炬火イベントは、開催に向けた機運を高める行事及び総合開・閉会式で構成する。

3 式典の企画・運営

(1) 総合開・閉会式

総合開・閉会式は、第76回国民体育大会三重県準備委員会が企画・運営にあたる。

(2) 表彰式

第76回国民体育大会における各競技会の表彰式は、第76回国民体育大会三重県準備委員会が定める要領に基づき、会場地市町準備委員会が関係競技団体と協議の上、企画・運営にあたる。

(3) 大会旗・炬火イベント

大会旗・炬火イベントは、別に定める要項に基づくものとする。

第76回国民体育大会 警備・消防防災基本計画

第76回国民体育大会警備・消防防災基本方針に基づき、県及び会場地市町は、警察、消防防災、医療等の関係機関及び団体等（以下「関係機関及び団体等」という。）と相互に緊密な連携を図り、次に掲げる業務を実施する。

1 実施業務

(1) 自主警備業務

- ① 自主警備体制の確立に関すること。
- ② 雑踏事故、事件等の防止に関すること。
- ③ 交通整理誘導に関すること。
- ④ 関係機関及び団体等との緊密な連携に関すること。

(2) 消防防災業務

- ① 火災その他災害の予防に関すること。
- ② 火災その他災害発生時の情報収集、伝達、避難誘導及び消防防災体制（救急、救助体制を含む）の確立に関すること。
- ③ 関係機関及び団体等との緊密な連携に関すること。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ① 発生に備えた組織体制の確立に関すること。
- ② 発生時の情報収集、伝達、避難誘導及び救急・救助体制の確立に関すること。
- ③ 発生時の関係機関及び団体等との緊密な連携に関すること。

2 実施場所

(1) 県

総合開・閉会式会場、主催する大会関連イベント会場及びその周辺等

(2) 会場地市町

競技会場、練習会場、宿泊施設、主催する大会関連イベント会場及びその周辺等

3 業務内容

(1) 大会開催前

別記1「大会準備期間中における実施細目」のとおり

(2) 大会開催中

別記2「大会開催期間中における実施細目」のとおり

4 その他

(1) 事件・事故防止対策の推進

事件・事故防止対策を推進するため、警察・消防機関等と相互に緊密な連携を図る。

(2) その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

「大会準備期間中における実施細目」

1 業務内容

(1) 自主警備業務

- ア 会場管理運営要綱（仮称）の作成
- イ 自主警備実施計画の作成
- ウ 自主警備体制の確立
- エ 実地踏査の実施
- オ 通信体制の確立
- カ 施設、構造物の安全対策の推進
- キ 警備員等の人員確保と事前教育・訓練の実施
- ク 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立

(2) 消防防災業務

- ア 消防防災実施計画の作成
- イ 消防防災体制（救急、救助含む）の確立
- ウ 実地踏査の実施
- エ 通信体制の確立
- オ 消防機関と連携した消防防災設備の点検整備及び防火安全対策の推進
- カ 防火防災意識の啓発活動の推進
- キ 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 大規模災害・突発重大事案対策実施計画の作成
- イ 情報収集、連絡体制の確立
- ウ 通信体制の確立
- エ 大会参加者等（大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の安全確保及び避難誘導体制の確立
- オ 救急、救助体制及び医療機関等の協力による救急搬送体制の確立
- カ 発生した場合の各種対策の周知

「大会開催期間中における実施細目」

1 実施体制

- (1) 県は県警備消防防災本部（仮称）を設置するとともに、開・閉会式会場に現地警備消防防災本部（仮称）を設置する。
- (2) 会場地市町は会場地市町警備消防防災本部（仮称）を設置するとともに、必要に応じて競技会場等に現地警備消防防災本部（仮称）を設置する。
- (3) 県及び会場地市町は、大規模災害・突発重大事案が発生または発生の恐れがある場合、関係機関及び団体等と緊密な連携を図りながら迅速かつ的確な初動措置を執るとともに、事案の態様、規模等を勘案し、必要に応じて地域防災計画等に基づき、その体制に移行または連携協力する。

2 業務内容

(1) 自主警備業務

- ア 会場管理運営要綱（仮称）及び施設管理規程等に基づく会場管理
- イ 自主警備実施計画に基づく自主警備の実施
- ウ 通信手段の確保、運用
- エ 大会参加者等の案内及び誘導
- オ 関係車両の案内、誘導、交通整理及び駐車場利用状況の把握
- カ 入退場者管理（手荷物検査、持ち込み禁止物一時預かり等）
- キ 雑踏警備の実施
- ク 不審者、不審物に対する適切な対応
- ケ 会場施設への不法侵入防止、施錠確認等の管理
- コ 迷子、遺失物等への対応
- サ 関係機関及び団体等との緊密な連携

(2) 消防防災業務

- ア 火災予防及び初期消火活動
- イ 火災その他災害情報の収集、伝達及び通報
- ウ 消防法に基づく収容人員の適正管理
- エ 消防用設備等の点検
- オ 緊急車両の配備依頼及び通信施設、その他消防防災業務に必要な機械器具の配備
- カ 通信体制の確保、運用
- キ 救急、救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施
- ク 火災発生時における避難経路の確保及び避難誘導
- ケ 関係機関及び団体等との緊密な連携及び情報交換

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 発生時における事案の概要、被害状況の把握及び交通情報の収集
- イ 発生時における大会参加者等の安全確保及び避難誘導
- ウ 発生時における緊急車両の誘導及び通行路の確保
- エ 発生時における救急、救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施
- オ 発生時における通信手段の確保、運用
- カ 発生時における関係機関との緊密な連携

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項 変更

第76回国民体育大会三重県準備委員会会則第12条第6項第2号の規定により、馬事衛生専門委員会を新たに設置し、付託及び委任事項を次のとおりとする。

専門委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会 設置済	1 総合的な計画の立案、推進に関すること。 2 会場の選定に関すること。 3 開・閉会式の選定に関すること。 4 県及び会場都市町の業務分担に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の調査、調整等に関すること。 2 会場の選定の調査、調整等に関すること。 3 開・閉会式の選定の調査、調整等に関すること。 4 県及び会場都市町の業務分担の調査、調整等に関すること。 5 文化プログラムの調査、調整等に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項の調査、調整等に関すること。
施設 専門委員会 設置済	1 競技施設及び関連施設に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設に関すること。 3 情報通信施設整備に関すること。 4 その他施設に係る重要な事項に関すること。	1 競技施設及び関連施設の調査、調整等に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること。 3 情報通信施設整備の調査、調整等に関すること。 4 その他施設に係る調査、調整等に関すること。
競技 専門委員会 設置済	1 競技運営等に関すること。 2 競技役員等の養成及び編成に関すること。 3 競技用具の整備検討に関すること。 4 競技記録に関すること。 5 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。	1 競技運営等の調査、調整等に関すること。 2 競技役員等の養成及び編成の調査、調整等に関すること。 3 競技用具の整備検討の調査、調整等に関すること。 4 競技記録の調査、調整等に関すること。 5 その他競技運営に係る調査、調整等に関すること。

<p>広報・県民運動 専門委員会</p> <p style="text-align: center;">設置済</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報に関すること。 2 県民運動に関すること。 3 大会愛称、スローガン、マスコット等に関すること。 4 その他、広報、県民運動に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の調査、調整等に関すること。 2 県民運動の調査、調整等に関すること。 3 大会愛称、スローガン、マスコット等の調査、調整等に関すること。 4 その他広報、県民運動の調査、調整等に関すること。
<p>輸送・交通 専門委員会</p> <p style="text-align: center;">設置済</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関すること。 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通の調査、調整等に関すること。 2 その他輸送及び交通の調査、調整等に関すること。
<p>宿泊 専門委員会</p> <p style="text-align: center;">設置済</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 その他宿泊に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊の調査、調整等に関すること。 2 その他宿泊の調査、調整等に関すること。
<p>医事・衛生 専門委員会</p> <p style="text-align: center;">設置済</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医事・衛生に関すること。 2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 医事・衛生の調査、調整等に関すること。 2 その他医事・衛生の調査、調整等に関すること。
<p>式典 専門委員会</p> <p style="text-align: center;">設置済</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典に関すること。 2 その他式典に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典の調査、調整等に関すること。 2 その他式典の調査、調整等に関すること。
<p>警備・消防 専門委員会</p> <p style="text-align: center;">設置済</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備及び消防・防災に関すること。 2 その他警備及び消防・防災に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備及び消防・防災の調査、調整に関すること。 2 その他警備及び消防・防災の調査、調整等に関すること。
<p>馬事衛生 専門委員会</p> <p style="text-align: center;">新規設置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 馬事衛生に関すること。 2 その他馬事衛生に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 馬事衛生の調査、調整等に関すること。 2 その他馬事衛生の調査、調整等に関すること。

第76回国民体育大会 開催準備総合計画の改正（案）

1 趣旨

開催準備総合計画は、開催年までの準備内容を年度別に整理し、計画的に推進するため、平成25年5月に開催された第2回常任委員会で決定されました。

本年7月の開催決定を受けて、各業務を本格化させていくにあたり、より効果的に進めていくため、見直しを行うこととしました。

2 主な改正点

平成30年度以降の準備内容の主な改正点は次のとおりです。

①文化プログラムの取組

文化プログラムについては、三重とこわか国体・三重とこわか大会の両大会の開催機運を高めていくために、一体的に取り組んでいく必要があるため、基本方針の策定時期を平成29年度から、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会を設立する30年度に変更するとともに、31年度に実施要項を策定することとしました。

②募金・企業協賛の取組

伊勢志摩サミットやインターハイでの取組を参考にするため、基本計画の策定時期を平成29年度から30年度に変更しました。

③競技運営

競技別会期の決定に伴い、記録本部の選定等の業務を推進するため、基本計画（基本方針を含む）の策定時期を平成31年度から30年度に変更しました。

④総合開・閉会式の式典に係る準備

インターハイの式典内容を参考にするため、基本計画の策定時期を平成28年度から30年度に変更しました。

3 今後の取組方針

今後も引き続き、市町や競技団体等と連携し、着実に準備を進めていくとともに、改正された計画に基づき、各業務の進捗管理を行っていきます。

第76回国民体育大会

年度		平成24年(2012)	平成25年(2013)	平成26年(2014)	平成27年(2015)	平成28年(2016)
逆年		9年前	8年前	7年前	6年前	5年前
①	開催手続				県議会開催決議	開催申請書提出(6月) 開催内定
②	推進組織	第76回国民体育大会 三重県準備委員会 総会 常任委員会 総務企画専門委員会 施設専門委員会 競技専門委員会	広報・県民運動専門委員会	輸送・交通専門委員会 宿泊・衛生専門委員会 宿泊式警備・消防専門委員会	宿泊専門委員会 医事・衛生専門委員会 ※宿泊・衛生専門委員会を分割	
	会場地市町組織					会場地市町準備委員会
③	総務企画	全体計画 開催基本方針 会場地市町選定基本方針 会場地市町選定基準	開催準備総合計画	開催基本構想の検討	開催基本構想策定	
	競技会場選定	希望調査、ヒアリング、会場地市町の選定(第一次~第七次) 県及び会場地市町の業務分担・経費負担基本方針	県及び会場地市町の業務分担・経費負担細目	公開競技意向調査、会場地市町の選定	公開競技実施申請書提出 デモスポ開催意向調査、	
	開・閉会式会場選定		開・閉会式会場の調査、選定			
	文化プログラム					
	歓迎・案内 行幸啓					
④	募金・協賛	募金・企業協賛				
⑤	広報・県民運動	広報基本方針	広報基本計画	広報の推進(ポスター、リーフレット等の作成及び配布、インターネット、新聞等での広報等)	愛称、スローガン、マスコットキャラクターデザイン決定	開催内定記念イベント マスコットキャラクター愛称決定
	県民運動			県民運動基本方針	県民運動基本計画	ボランティアの募集及び養成
⑥	競技運営	実施予定競技選択基本方針 競技役員等養成基本方針	競技運営基本方針 競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本計画	公開競技実施基本方針	競技役員等編成、養成の推進 デモスポ実施基本方針	
	競技用具			競技用具整備基本方針	競技用具等の準備の推進(整備計画調査、競技用備品)	
⑦	式典					
⑧	宿泊					宿泊基本方針 宿泊基本計画
⑨	衛生・医療	衛生・医療救護				医事・衛生基本方針 医事・衛生基本計画
⑩	施設整備	競技施設整備基本方針	競技施設基準 競技施設整備調査、整備計画の策定		中央競技団体における会場地正規視察(随時)	開・閉会式会場整備の推進
⑪	輸送・交通	輸送・交通			輸送・交通基本方針	輸送・交通基本計画
⑫	警備・消防	警備・消防			警備・消防防災基本方針	
国体開催県		岐阜県	東京都	長崎県	和歌山県	岩手県

※本計画は、開催準備における主な方針や計画並びに準備行為等の予定概要を表記したものであり、今後の進捗状況により追加、修正を行う場合がある。

開催準備総合計画(案)

平成29年(2017)	平成30年(2018)	平成31年(2019)	平成32年(2020)	平成33年(2021)
4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
	総合視察 日本スポーツ協会・文科省 開催決定・会期決定			
	三重とこわか国体・ 三重とこわか大会 実行委員会 …… 全国障害者スポーツ大会 専門委員会			
馬事衛生専門委員会				
(随時設置)	会場地市町実行委員会			
会場地市町の選定	デモスポ実施申請書提出			
①	文化プログラム基本方針	文化プログラム実施要項	文化プログラムの準備の推進(選定、 広報、企画等)、申請書提出	文化プログラム実施
	歓迎案内準備の推進(接伴計画、案内所・歓迎装飾の整備等)			
	行幸啓の準備(警備・警衛等実施計画、日程等計画・調整等)			
募金・企業協賛基本方針	募金・企業協賛基本計画	募金・企業協賛活動の推進		
②	募金・企業協賛受付開始			
	広報の推進(ポスター、リーフレット等の作成及び配布、インターネット、新聞等での広報等)			
	開催決定記念イベント		開催1年前イベント	
	県民運動の推進(各種媒体の作成及び配布、県民運動実施団体の支援等)			
	ボランティアの募集及び養成			
リハーサル大会開催基準要項	リハーサル大会準備の推進			
	競技役員等編成、養成の推進			
③	記録業務基本計画	記録業務準備の推進(速報計画の策定等)		
	競技開催日程決定	実施要項の作成	プログラムの作成	
	運営用備品、消耗品の整備等)			
式典基本方針	式典基本計画	式典準備の推進(式典実施計画、式典実施要項、式典運営業務等)		
④				
	宿泊準備の推進(宿泊施設調査、宿泊施設充足対策等)			
	食事の提供準備の推進、弁当の提供準備の推進			
	医事・衛生準備の推進(医療救護対策、防疫対策、食品衛生対策、環境衛生対策等)			
	競技会場施設整備の推進			
	輸送・交通準備の推進(輸送計画、駐車場等利用計画・車両確保対策・交通安全対策等)			
整備・消防防災基本計画	整備・消防防災準備の推進			
愛媛県	福井県	茨城県	鹿児島県	三重県

最終
報告

大会
報告

三重とこわか国体

三重とこわか大会

開催

第76回国民体育大会 馬事衛生基本方針（案）

第76回国民体育大会の馬術競技に係る馬事衛生については、出場馬に対する防疫体制等を確保し、円滑な競技運営に寄与するため、次の方針に基づき実施する。

- 1 馬術競技の円滑な運営に寄与するため、出場馬の防疫、健康管理、輸送及び飼料の確保等の馬事衛生の実施に万全を期するものとする。
- 2 関係機関、団体等の協力を得て、出場馬に対する必要な防疫処置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対処できる診療体制を整える。
- 3 その他、馬事衛生に関して必要な事項については別に定める。

第76回国民体育大会の開催地及び会期の決定

平成30年7月18日に開催された（公財）日本スポーツ協会の理事会において、第76回国民体育大会開催地及び会期が決定されましたので報告します。

- 1 開催地 三重県
- 2 会期 平成33年（2021年）9月25日（土）～10月5日（火） 11日間

三重とこわか国体・三重とこわか大会 イメージソング及びダンスについて

1. 経緯

169点の応募作品から選ばれた、三重とこわか国体・三重とこわか大会のイメージソング「未来に響け」が完成し、平成30年3月に発表しました。

松阪市出身のシンガーソングライターである野田愛実さんが歌唱し、両大会に参加する選手だけでなく、両大会を支える皆さんも明るく元気になれる曲です。

2. イメージソングの概要

- (1) 作詞・作曲者 奥野 和憲 さん 京都府在住
- (2) 歌唱者 野田 愛実 さん 松阪市出身のシンガーソングライター
- (3) 編曲者 牧戸 太郎 さん 松阪市出身の作曲家、編曲家
- (4) 編曲の種類

野田愛実さんが歌唱するノーマルバージョン、ダンスバージョンのほか、さまざまなイベントで活用できるように、吹奏楽、合唱、BGMにアレンジしたバージョンも制作しています。

3. ダンスの概要

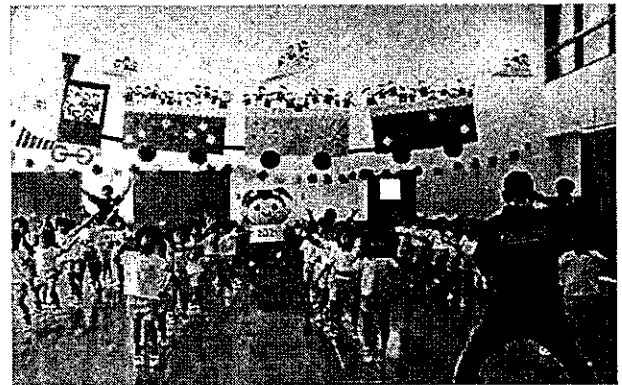
- (1) ダンスの名称
とこわかダンス
- (2) 振付者 後藤 洋子 さん 三重大学教育学部教授
- (3) ダンスの種類

幅広い県民の方に踊っていただけるように、小学校高学年やダンスの経験者が取り組むことができるスタンダードバージョンのほかに、小学校低学年やダンス未経験者も気軽に取り組むことができるイージーバージョンを制作しています。

4. 今後の取組方針

制作したCD・DVDを学校等に配布するとともに、ホームページにイメージソング、ダンス及び楽譜をダウンロードできるように掲載しています。

すでに運動会でのダンスや、コンサートでの演奏等に取り組んでいただいておりますが、今後ダンスを指導するキャラバンを県内全市町で実施していくことで、さらに県全体に広がるよう働きかけていきます。



小学校、幼稚園で実施したダンスキャラバンの様子（左：四日市市立河原田小学校、右：伊賀市立桃青の丘幼稚園）

国民体育大会の名称変更

1 経緯

平成 30 年 6 月 13 日にスポーツ基本法の一部を改正する法律案が成立し、国民体育大会の名称が次のとおり変更されることとなりました。

2 変更内容

○現 行：国民体育大会

改正後：国民スポーツ大会

○施行日：平成 35 年（2023 年）1 月 1 日

※第 78 回大会（佐賀県開催）から変更されますので、三重とこわか国体への影響はありません。

平成29年度事業報告(案)

1 主な会議の開催結果

月 日	会議名称	主 な 内 容
7月4日	第9回総務企画専門委員会の開催	「デモンストレーションスポーツ実施競技選択及び会場地市町第二次選定候補」(案)について審議しました。
7月11日	第7回広報・県民運動専門委員会の開催	「イメージソング最優秀賞候補について」(案)を審議しました。
7月31日	第10回常任委員会の開催	「デモンストレーションスポーツ実施競技選択及び会場地市町第二次選定」、「募金・企業協賛基本方針」、「イメージソングの選定」について審議し、決定しました。
7月31日	第6回総会の開催	「事業報告」、「収支決算」、「事業計画」、「収支予算」について審議し、決定しました。
2月13日	第2回警備・消防専門委員会の開催	「警備・消防防災基本計画」(案)について審議しました。
2月14日	第2回医事・衛生専門委員会の開催	「防疫対策要項」、「食品衛生対策要項」、「環境衛生対策要項」について審議し、決定しました。
2月15日	第10回総務企画専門委員会の開催	「会場地市町第七次選定候補」(案)、「デモンストレーションスポーツ実施競技選択及び会場地市町第三次選定候補」(案)、「会場地市町における開催予定施設の変更について」(案)、「競技別リハーサル大会開催基準要項」(案)について審議しました。
2月16日	第2回宿泊専門委員会の開催	「宿泊施設充足対策要項」について審議し、決定しました。
2月27日	第1回式典専門委員会の開催	「式典基本方針」(案)について審議しました。
2月27日	第3回輸送・交通専門委員会の開催	輸送・交通業務における課題について意見交換しました。
3月2日	第2回施設専門委員会の開催	「競技施設基準の改定」について審議し、決定しました。
3月19日	第11回常任委員会の開催	「会場地市町第七次選定」、「デモンストレーションスポーツ実施競技選択及び会場地市町第三次選定」、「会場地市町における開催予定施設の変更について」、「式典基本方針」、「警備・消防防災基本計画」、「常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項 変更」について審議し、決定しました。

2 イメージソングの決定、ダンスの制作

- (1) 第10回常任委員会で審議し、イメージソングを「未来に響け」に決定
(平成29年7月31日)
- (2) 「未来に響け」の吹奏楽や合唱などのバージョンを制作(平成30年3月)
- (3) ソングに合わせたダンスを制作(平成30年3月)

3 広報活動

- (1) 市町や県等の各種イベントでの広報
 - ・「お伊勢さん菓子博」や「美し国市町対抗駅伝」、市町のイベント等において、広報ボランティアとともに広報活動を実施
 - ・県庁見学の小学生に対して、国体について説明
- (2) 競技体験用具を活用した広報
 - ・国体で実施される競技を身近に感じられるよう、実際に使用される競技用具を活用して広報を実施

4 デモンストレーションスポーツの募集及び選定

- (1) 第二次募集(平成28年12月～平成29年5月)
 - ・8市町から12競技の応募
- (2) 第二次募集で応募のあった12競技(8市町)を第二次選定分として、第10回常任委員会で審議・決定(平成29年7月31日)
- (3) 第三次募集(平成29年10月～11月)
 - ・4市から11競技の応募
- (4) 第三次募集で応募のあった11競技(4市)を第三次選定分として、第11回常任委員会で審議・決定(平成30年3月19日)

5 競技役員の養成

- (1) 競技役員の養成に要する経費を競技団体に対して助成
- (2) 競技役員の養成に関して競技団体と調整

6 施設整備

- (1) 開・閉会式会場等整備基本計画の作成(平成30年3月)
- (2) 会場地市町における競技施設整備計画に関する調査の実施(平成29年4月～平成29年9月)

7 輸送・交通

- (1) 交通環境調査の実施(平成29年8月～12月)
- (2) 輸送環境調査の実施(平成29年11月～平成30年2月)

8 宿泊

第一次配宿シミュレーションの実施（平成29年7月～9月）

9 先催県等との連携

- (1) 愛顔つなぐえひめ国体の視察（平成29年9月～10月）
- (2) 国体開催地連絡協議会（愛媛県）への出席（平成29年11月）
- (3) 平成29年度第1回国体開催県検討会議（三重県）の開催（平成29年7月）
- (4) 平成29年度第2回国体開催県検討会議（栃木県）への出席（平成30年1月）

10 関係機関・団体との調整

市町及び競技団体との連携強化を図るため、連絡調整会議等を開催（平成29年5月、平成30年1月）

平成29年度収支決算（案）

1 収入の部

(単位：円)

科目	当初 予算額	予算現額 (A)	決算額 (B)	差額 (A) - (B)	備考
負担金	45,333,000	45,333,000	43,764,891	1,568,109	三重県負担金
計	45,333,000	45,333,000	43,764,891	1,568,109	

2 支出の部

(単位：円)


科目	当初 予算額	予算現額 (A)	決算額 (B)	差額 (A) - (B)	備考
事業費	43,872,000	40,564,000	39,276,242	1,287,758	総会等会議開催経費、広報活動経費、役員養成事業費及び総合開・閉会式基本計画策定事業費等
事務局費	1,461,000	4,769,000	4,488,649	280,351	事務局運営費
計	45,333,000	45,333,000	43,764,891	1,568,109	


収入の部 合計 43,764,891円


支出の部 合計 43,764,891円 差引 0円

監 査 報 告

第76回国民体育大会三重県準備委員会会則第17条に基づき、平成29年度における収支決算に関する証拠書類と諸帳簿について監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

平成30年 6月8日 監 事 三重県会計管理者
荒木 敏之 

平成30年 6月22日 監 事 紀宝町会計管理者
佐藤 州弘 

平成30年 6月26日 監 事 桑名市会計管理者
和田 克正 

第76回国民体育大会三重県準備委員会
会 長 鈴 木 英 敬 様

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（仮称）の設置 について（案）

1 趣旨

平成30年7月18日に開催された（公財）日本スポーツ協会理事会において、本県での国民体育大会の開催が決定されたことから、国民体育大会開催基準要項第25条第1項に基づき、県実行委員会を設置します。

また、同委員会において、三重とこわか大会の開催準備及び大会運営についても、併せて行えるよう体制を整備します。

2 実行委員会の概要

(1) 名称

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会

(2) 組織

準備委員会の総会、常任委員会、各専門委員会を引き継ぐとともに、「全国障害者スポーツ大会専門委員会」を新たに設置します。

(3) 役員、委員

会長、副会長等の役員は、準備委員会の役員を充てるものとします。

また、障がい者団体等の代表者を新たに委員とします。

3 会則の改正等

組織名称を変更するとともに、三重とこわか大会の開催準備等に関する事項を追加するため、準備委員会の会則等を改正します。

また、これまでの準備委員会で決定された方針、計画及び関係諸規程等については、「第76回国民体育大会三重県準備委員会」とあるものを「三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会」に読み替えるものとします。

参考事項：国民体育大会開催基準要項（抜粋）

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

三重とわか国体・三重とわか大会実行委員会(仮称) 組織イメージ図

総会 (会長、副会長、委員、顧問、参与、監事)

○総会の主な審議、決定事項(会則第11条)

- ・会則の制定及び改廃に関する事
- ・開催基本方針に関する事
- ・事業計画及び事業報告に関する事
- ・予算及び決算に関する事
- ・常任委員会に委任する事項に関する事

○主な委任事項

- ・各種方針及び計画の策定関係
- ・会場地市町及び競技施設の選定関係
- ・県と会場地市町の業務分担及び経費負担区分関係
- ・競技施設の整備関係
- ・競技役員の養成、編成関係 等

委任

報告

常任委員会 (委員長、副委員長、常任委員)

○常任委員会の主な審議、決定事項(会則第12条)

- ・総会から委任された事項に関する事
- ・専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関する事
- ・総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事

付託・委任

報告

専門委員会 (委員長、副委員長、委員)

○専門委員会における審議、調査内容(会則第13条)

- ・常任委員会から付託された事項について調査審議し、常任委員会に報告
- ・常任委員会から委任された事項について審議決定し、必要に応じて常任委員会に報告

総務企画
専門委員会

施設
専門委員会

競技
専門委員会

広報・県民運動
専門委員会

輸送・交通
専門委員会

宿泊
専門委員会

医事・衛生
専門委員会

式典
専門委員会

警備・消防
専門委員会

馬事衛生
専門委員会

全国障害者スポーツ大会
専門委員会(案)

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（仮称） 新規委員（案）

実行委員会の設立に伴い、下記のとおり障がい者団体等の代表者が新たに委員に就任する予定です。

（敬称略、順不同）

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
スポーツ関係	一般社団法人 伊賀上野観光協会会長	廣澤 浩一
スポーツ関係	三重県ウォーキング協会会長	川嶋 富門
スポーツ関係	津市スポーツ・レクリエーション協会会長	青木 謙順
スポーツ関係	御浜町体育協会会長	畑野 忠生
スポーツ関係	三重県エアロビック連盟会長	末松 則子
スポーツ関係	エンジョイSSピンポンクラブ代表者	村井 正治
スポーツ関係	四日市港まつり実行委員会委員長	館 秀秋
スポーツ関係	三重県かるた協会会長	太田 富夫
スポーツ関係	三重県カローリング協会理事長	内田 政義
スポーツ関係	大紀町スポーツ推進委員協議会会長	木田川 弘
スポーツ関係	三重県キンボールスポーツ連盟理事長	梅元 渉
スポーツ関係	三重県カップ協会会長	吉田 正木
スポーツ関係	三重県健康体操連絡協議会会長	後藤 洋子
スポーツ関係	公益社団法人 日本3B体操協会三重県支部支部長	松下 節子
スポーツ関係	三重県スポーツ鬼ごっこ愛好会代表	中畑 富行
スポーツ関係	たまき文化スポーツクラブ会長	中野 典保
スポーツ関係	三重県スポーツチャンバラ協会三重県協会会長	柴田 智弘
スポーツ関係	三重県スポーツ吹矢協会三重県協会会長	西川 稔
スポーツ関係	川越町体育協会会長	山下 二郎
スポーツ関係	三重県ターゲット・バードゴルフ協会会長	川合 滋
スポーツ関係	三重県タスポニー協会会長	馬場 宏
スポーツ関係	三重県フライングディスク協会事務局長	市川 直樹
スポーツ関係	三重県日本拳法連盟会長	柴田 勝
スポーツ関係	三重県パークゴルフ協会連合会会長	近藤 勝敏
スポーツ関係	三重県パドルテニス協会会長	山中 博
スポーツ関係	南伊勢町スポーツ推進委員会会長	山本 和彦
スポーツ関係	三重県ビリヤード協会会長	田中 智也
スポーツ関係	三重県ファミリーバドミントン協会会長	馬場 宏
スポーツ関係	三重県ベタンク協会会長	青木 謙順
スポーツ関係	三重県ユニカール協会会長	森岡 俊夫
スポーツ関係	亀山市レクリエーション協会会長	櫻井 光乗
スポーツ関係	紀宝町体育協会会長	西 一敏
福祉・障がいスポーツ関係	公益社団法人 三重県障害者団体連合会会長	世古 佳清
福祉・障がいスポーツ関係	一般財団法人 三重県知的障害者育成会理事長	高鶴 かほる
福祉・障がいスポーツ関係	特定非営利活動法人 三重県精神保健福祉会理事長	山本 武之
福祉・障がいスポーツ関係	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会会長	内田 順朗
福祉・障がいスポーツ関係	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会会長	深川 誠子
福祉・障がいスポーツ関係	三重県障害者フライングディスク協会会長	吉田 健一
福祉・障がいスポーツ関係	みえボッチャ協会事務局長	多田 智美
福祉・障がいスポーツ関係	三重県障がい者スポーツ指導者協議会会長	山本 章弘
医療関係	公益社団法人 三重県獣医師会会長	永田 克行

準備委員会から実行委員会への移行に係る会則改正(案)

改正前	改正後
<p data-bbox="215 286 778 365"><u>第76回国民体育大会三重県準備委員会</u> 会則</p> <p data-bbox="215 432 387 465">第1章 総則</p> <p data-bbox="231 528 316 562">(名称)</p> <p data-bbox="215 577 778 707">第1条 この会は、<u>第76回国民体育大会三重県準備委員会</u>(以下「<u>準備委員会</u>」という。)と称する。</p> <p data-bbox="231 770 316 804">(目的)</p> <p data-bbox="215 819 778 994">第2条 <u>準備委員会</u>は、第76回国民体育大会(冬季大会を除く。以下「大会」という。)を三重県において開催するために必要な<u>準備</u>を行うことを目的とする。</p> <p data-bbox="231 1106 316 1140">(事業)</p> <p data-bbox="215 1155 778 1234">第3条 <u>準備委員会</u>は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p data-bbox="263 1249 778 1906"> (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること (2) 大会における実施競技及び会場地市町に関すること (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること (4) 大会開催及び準備のための経費に関すること (5) 公益財団法人日本体育協会、文部科学省、関係競技団体、その他関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること (6) その他大会を開催するために必要な<u>準備</u>に関すること </p>	<p data-bbox="801 286 1356 365"><u>三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会</u> 会則</p> <p data-bbox="801 432 973 465">第1章 総則</p> <p data-bbox="817 528 901 562">(名称)</p> <p data-bbox="801 577 1356 707">第1条 この会は、<u>三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会</u>(以下「<u>実行委員会</u>」という。)と称する。</p> <p data-bbox="817 770 901 804">(目的)</p> <p data-bbox="801 819 1356 1043">第2条 <u>実行委員会</u>は、第76回国民体育大会(冬季大会を除く。)及び<u>第21回全国障害者スポーツ大会</u>(以下「<u>両大会</u>」という。)を三重県において開催するために必要な<u>事業</u>を行うことを目的とする。</p> <p data-bbox="817 1106 901 1140">(事業)</p> <p data-bbox="801 1155 1356 1234">第3条 <u>実行委員会</u>は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p data-bbox="849 1249 1356 1951"> (1) <u>両大会</u>開催に必要な方針及び計画の策定に関すること (2) <u>両大会</u>における実施競技及び会場地市町に関すること (3) <u>両大会</u>開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること (4) <u>両大会</u>開催及び準備のための経費に関すること (5) 公益財団法人日本<u>スポーツ</u>協会、<u>公益財団法人日本障がい者スポーツ協会</u>、文部科学省、関係競技団体、その他関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること (6) その他<u>両大会</u>を開催するために必要な<u>事業</u>に関すること </p>

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町を代表する者
- (2) 県及び市町の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者及び役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他大会開催の準備に関係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以上10名以内
- (3) 常任委員 30名以上50名以内
- (4) 監事 若干名

(役員を選任)

第6条 会長は、三重県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町を代表する者
- (2) 県及び市町の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者及び役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他両大会の開催に必要な事業に関係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以上10名以内
- (3) 常任委員 30名以上50名以内
- (4) 監事 若干名

(役員を選任)

第6条 会長は、三重県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第

<p>12条第6項に掲げる事項を審議する。</p> <p>4 監事は、<u>準備委員会</u>の財務を監査する。</p> <p>(任期等)</p> <p>第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから<u>準備委員会</u>の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合において、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。</p> <p>2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。</p> <p>3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。</p> <p>(顧問及び参与)</p> <p>第9条 <u>準備委員会</u>に顧問及び参与を置くことができる。</p> <p>2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。</p> <p>4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。</p> <p>5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。</p> <p>6 顧問及び参与は、無報酬とする。</p> <p>第3章 会議</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第10条 <u>準備委員会</u>に、次の会議を置く。</p> <p>(1) 総会</p> <p>(2) 常任委員会</p> <p>(3) 専門委員会</p>	<p>12条第6項に掲げる事項を審議する。</p> <p>4 監事は、<u>実行委員会</u>の財務を監査する。</p> <p>(任期等)</p> <p>第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから<u>実行委員会</u>の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合において、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。</p> <p>2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。</p> <p>3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。</p> <p>(顧問及び参与)</p> <p>第9条 <u>実行委員会</u>に顧問及び参与を置くことができる。</p> <p>2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。</p> <p>4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。</p> <p>5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。</p> <p>6 顧問及び参与は、無報酬とする。</p> <p>第3章 会議</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第10条 <u>実行委員会</u>に、次の会議を置く。</p> <p>(1) 総会</p> <p>(2) 常任委員会</p> <p>(3) 専門委員会</p>
--	--

(総会)

第 11 条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が指名する。
- 4 総会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事
- (2) 大会開催基本方針に関する事
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事
- (6) その他重要な事項に関する事

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第 12 条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長が指名する。
- 6 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。

(総会)

第 11 条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が指名する。
- 4 総会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事
- (2) 両大会開催基本方針に関する事
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事
- (6) その他重要な事項に関する事

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第 12 条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長が指名する。
- 6 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。

<p>(1) 総会から委任された事項に関する こと</p> <p>(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会 への付託事項及び委任事項に関する こと</p> <p>(3) 総会を招集するいとまのない緊急な 事項に関すること</p> <p>(4) その他、委員長が必要と認める事項 に関すること</p> <p>7 常任委員会は、前項の規定により審議 し、決定した内容を、必要に応じて次の総 会に報告する。</p> <p>8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委 員会において準用する。</p> <p>9 第8条の規定は、常任委員において準用 する。</p> <p>(専門委員会)</p> <p>第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専 門委員をもって構成する。</p> <p>2 専門委員会は、常任委員会から付託され た事項について調査審議し、その結果を常 任委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 専門委員会は、常任委員会から委任され た事項について審議決定し、その結果を必 要に応じて常任委員会に報告する。</p> <p>4 第8条の規定は、専門委員において準用 する。</p> <p>5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委 員会に諮って会長が別に定める。</p> <p>第4章 会長の専決処分</p> <p>(会長の専決処分)</p> <p>第14条 会長は、総会及び常任委員会(以 下「総会等」という。)を招集するいとま がないとき、又は総会等の権限に属する事 項で軽易なものについては、これを専決処</p>	<p>(1) 総会から委任された事項に関する こと</p> <p>(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会 への付託事項及び委任事項に関する こと</p> <p>(3) 総会を招集するいとまのない緊急な 事項に関すること</p> <p>(4) その他、委員長が必要と認める事項 に関すること</p> <p>7 常任委員会は、前項の規定により審議 し、決定した内容を、必要に応じて次の総 会に報告する。</p> <p>8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委 員会において準用する。</p> <p>9 第8条の規定は、常任委員において準用 する。</p> <p>(専門委員会)</p> <p>第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専 門委員をもって構成する。</p> <p>2 専門委員会は、常任委員会から付託され た事項について調査審議し、その結果を常 任委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 専門委員会は、常任委員会から委任され た事項について審議決定し、その結果を必 要に応じて常任委員会に報告する。</p> <p>4 第8条の規定は、専門委員において準用 する。</p> <p>5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委 員会に諮って会長が別に定める。</p> <p>第4章 会長の専決処分</p> <p>(会長の専決処分)</p> <p>第14条 会長は、総会及び常任委員会(以 下「総会等」という。)を招集するいとま がないとき、又は総会等の権限に属する事 項で軽易なものについては、これを専決処</p>
---	---

<p>分することができる。</p> <p>2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。</p> <p>第5章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第15条 <u>準備委員会</u>の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第6章 会計</p> <p>(経費)</p> <p>第16条 <u>準備委員会</u>の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>(予算及び決算)</p> <p>第17条 <u>準備委員会</u>の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。</p> <p>(会計年度等)</p> <p>第18条 <u>準備委員会</u>の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 <u>準備委員会</u>の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第7章 補則</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この会則に定めるもののほか、<u>準備委員会</u>の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>分することができる。</p> <p>2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。</p> <p>第5章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第15条 <u>実行委員会</u>の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第6章 会計</p> <p>(経費)</p> <p>第16条 <u>実行委員会</u>の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>(予算及び決算)</p> <p>第17条 <u>実行委員会</u>の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。</p> <p>(会計年度等)</p> <p>第18条 <u>実行委員会</u>の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 <u>実行委員会</u>の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第7章 補則</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この会則に定めるもののほか、<u>実行委員会</u>の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>
---	---

<p>(解散)</p> <p>第 20 条 <u>準備委員会</u>は、第 2 条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。</p> <p>2 <u>準備委員会</u>が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。</p> <p>附則</p> <p>1 この会則は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。</p> <p>2 <u>準備委員会</u>の平成 24 年度における会計年度は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、<u>準備委員会</u>が設立された日から始まり、平成 25 年 3 月 31 日までとする。</p>	<p>(解散)</p> <p>第 20 条 <u>実行委員会</u>は、第 2 条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。</p> <p>2 <u>実行委員会</u>が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。</p> <p>附則</p> <p>1 この会則は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。</p> <p>2 <u>準備委員会</u>の平成 24 年度における会計年度は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、<u>準備委員会</u>が設立された日から始まり、平成 25 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>附則</p> <p>1 <u>この会則は、平成 30 年 7 月 23 日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この会則施行の際、現に第 76 回国民体育大会三重県準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員であるものは、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。</u></p> <p>3 <u>この会則施行の際、現に制定されている第 76 回国民体育大会三重県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第 76 回国民体育大会三重県準備委員会」とあるものは、「三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会」と読み替える。</u></p> <p>4 <u>この会則施行の際、現に制定されている第 21 回全国障害者スポーツ大会三重県準備委員会の方針、計画は、実行委員会の方針、計画とする。</u></p>
---	--

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 会則(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第76回国民体育大会(冬季大会を除く。)及び第21回全国障害者スポーツ大会(以下「両大会」という。)を三重県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 両大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 両大会における実施競技及び会場地市町に関すること
- (3) 両大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 両大会開催及び準備のための経費に関すること
- (5) 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、関係競技団体、その他関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (6) その他両大会を開催するために必要な事業に関すること

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町を代表する者
- (2) 県及び市町の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者及び役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他両大会の必要な事業に関係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以上10名以内
- (3) 常任委員 30名以上50名以内
- (4) 監事 若干名

(役員を選任)

第6条 会長は、三重県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合において、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が指名する。

- 4 総会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関する事
 - (2) 両大会開催基本方針に関する事
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (4) 予算及び決算に関する事
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事
 - (6) その他重要な事項に関する事
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長が指名する。
- 6 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関する事
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関する事
- 7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を、必要に応じて次の総会に報告する。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員において準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 第8条の規定は、専門委員において準用する。
- 5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

- 1 この会則は、平成24年8月31日から施行する。
- 2 準備委員会の平成24年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、準備委員会が設立された日から始まり、平成25年3月31日までとする。

附則

- 1 この会則は、平成30年7月23日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第76回国民体育大会三重県準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員であるものは、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則施行の際、現に制定されている第76回国民体育大会三重県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第76回国民体育大会三重県準備委員会」とあるものは、「三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会」と読み替える。
- 4 この会則施行の際、現に制定されている第21回全国障害者スポーツ大会三重県準備委員会の方針、計画は、実行委員会の方針、計画とする。

総会から常任委員会への委任事項 改正内容(案)

改正前	改正後
1 大会開催に関する各種方針及び計画の策定に関すること	1 各種方針及び計画の策定に関すること
2 会場地市町及び競技施設の選定に関すること	2 会場地市町及び競技施設の選定に関すること
3 県と会場地市町の業務分担及び経費負担区分に関すること	3 県と会場地市町の業務分担及び経費負担区分に関すること
4 競技施設等の整備に関すること	4 競技施設等の整備に関すること
5 大会実施競技の選定に関すること	5 実施競技の選定に関すること
6 競技の企画及び運営に関すること	6 競技の企画及び運営に関すること
7 競技役員等の養成及び編成に関すること	7 競技役員等の養成及び編成に関すること
8 広報及び県民運動に関すること	8 広報及び県民運動に関すること
9 式典の企画及び運営に関すること	9 式典の企画及び運営に関すること
10 宿泊及び衛生に関すること	10 宿泊及び衛生に関すること
11 輸送及び交通に関すること	11 輸送及び交通に関すること
12 募金及び協賛に関すること	12 募金及び協賛に関すること
13 医療救護、消防及び警備に関すること	13 医療救護、消防及び警備に関すること
14 その他開催準備に関すること	14 その他開催準備に関すること

総会から常任委員会への委任事項(案)

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 各種方針及び計画の策定に関する事
- 2 会場地市町及び競技施設の選定に関する事
- 3 県と会場地市町の業務分担及び経費負担区分に関する事
- 4 競技施設等の整備に関する事
- 5 実施競技の選定に関する事
- 6 競技の企画及び運営に関する事
- 7 競技役員等の養成及び編成に関する事
- 8 広報及び県民運動に関する事
- 9 式典の企画及び運営に関する事
- 10 宿泊及び衛生に関する事
- 11 輸送及び交通に関する事
- 12 募金及び協賛に関する事
- 13 医療救護、消防及び警備に関する事
- 14 その他開催準備に関する事

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項 改正(案)

全国障害者スポーツ大会専門委員会を新たに設置し、第76回国民体育大会(三重とわか国体)及び第21回全国障害者スポーツ大会(三重とわか大会)の開催準備等を行うため、三重とわか国体・三重とわか大会実行委員会会則第12条第6項第2号の規定に基づく付託及び委任事項を次のとおりとする。

専門委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会 設置済	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案、推進に関すること。 2 会場の選定に関すること。 3 開・閉会式の選定に関すること。 4 県及び会場地市町の業務分担に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の調査、調整等に関すること。 2 会場の選定の調査、調整等に関すること。 3 開・閉会式の選定の調査、調整等に関すること。 4 県及び会場地市町の業務分担の調査、調整等に関すること。 5 文化プログラムの調査、調整等に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項の調査、調整等に関すること。
施設 専門委員会 設置済	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設に関すること。 3 情報通信施設整備に関すること。 4 その他施設に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の調査、調整等に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること。 3 情報通信施設整備の調査、調整等に関すること。 4 その他施設に係る調査、調整等に関すること。
競技 専門委員会 設置済	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等に関すること。 2 競技役員等の養成及び編成に関すること。 3 競技用具の整備検討に関すること。 4 競技記録に関すること。 5 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等の調査、調整等に関すること。 2 競技役員等の養成及び編成の調査、調整等に関すること。 3 競技用具の整備検討の調査、調整等に関すること。 4 競技記録の調査、調整等に関すること。 5 その他競技運営に係る調査、調整等に関すること。

広報・県民運動 専門委員会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">改正</div>	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報に関すること。 2 県民運動に関すること。 3 <u>愛称、スローガン、マスコット等に関すること。</u> 4 その他、広報、県民運動に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の調査、調整等に関すること。 2 県民運動の調査、調整等に関すること。 3 <u>愛称、スローガン、マスコット等の調査、調整等に関すること。</u> 4 その他広報、県民運動の調査、調整等に関すること。
輸送・交通 専門委員会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">設置済</div>	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関すること。 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通の調査、調整等に関すること。 2 その他輸送及び交通の調査、調整等に関すること。
宿泊 専門委員会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">設置済</div>	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 その他宿泊に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊の調査、調整等に関すること。 2 その他宿泊の調査、調整等に関すること。
医事・衛生 専門委員会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">設置済</div>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医事・衛生に関すること。 2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 医事・衛生の調査、調整等に関すること。 2 その他医事・衛生の調査、調整等に関すること。
式典 専門委員会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">設置済</div>	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典に関すること。 2 その他式典に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典の調査、調整等に関すること。 2 その他式典の調査、調整等に関すること。
警備・消防 専門委員会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">設置済</div>	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備及び消防・防災に関すること。 2 その他警備及び消防・防災に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備及び消防・防災の調査、調整に関すること。 2 その他警備及び消防・防災の調査、調整等に関すること。
馬事衛生 専門委員会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">設置済</div>	<ol style="list-style-type: none"> 1 馬事衛生に関すること。 2 その他馬事衛生に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 馬事衛生の調査、調整等に関すること。 2 その他馬事衛生の調査、調整等に関すること。
全国障害者スポーツ大会 専門委員会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">新規設置</div>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>全国障害者スポーツ大会の総合的な計画に関すること。</u> 2 <u>全国障害者スポーツ大会の競技運営等に関すること。</u> 3 <u>全国障害者スポーツ大会の会場の選定に関すること。</u> 4 <u>全国障害者スポーツ大会の県及び会場地市町の業務分担に関すること</u> 5 <u>その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関すること。</u> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>全国障害者スポーツ大会の総合的な計画の調査、調整等に関すること。</u> 2 <u>全国障害者スポーツ大会の競技運営等の調査、調整等に関すること。</u> 3 <u>全国障害者スポーツ大会の会場地の選定の調査、調整等に関すること。</u> 4 <u>全国障害者スポーツ大会の県及び会場地市町の業務分担の調査、調整等に関すること。</u> 5 <u>その他全国障害者スポーツ大会の調査、調整等に関すること。</u>

第76回国民体育大会三重県準備委員会 名簿

会長：1名、委員：186名、監事 3名

顧問：7名、参与：77名

計 274名

【会長：1名】

平成30年7月23日現在

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
県(行政)関係	三重県知事	鈴木 英敬

【委員：186名】

(敬称略、順不同)

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
県議会関係	三重県議会議長	前田 剛志
県議会関係	三重県議会総務地域連携常任委員会委員長	服部 富男
県議会関係	三重県議会スポーツ振興議員連盟会長	西場 信行
市町関係	三重県市長会会長	鈴木 健一
市町関係	三重県町村会会長	谷口 友見
市町関係	津市長	前葉 泰幸
市町関係	四日市市長	森 智広
市町関係	伊勢市長	鈴木 健一
市町関係	松阪市長	竹上 真人
市町関係	桑名市長	伊藤 徳宇
市町関係	鈴鹿市長	末松 則子
市町関係	名張市長	亀井 利克
市町関係	尾鷲市長	加藤 千速
市町関係	亀山市長	櫻井 義之
市町関係	鳥羽市長	中村 欣一郎
市町関係	熊野市長	河上 敢二
市町関係	いなべ市長	日沖 靖
市町関係	志摩市長	竹内 千尋
市町関係	伊賀市長	岡本 栄
市町関係	木曾岬町長	加藤 隆
市町関係	東員町長	水谷 俊郎
市町関係	菰野町長	石原 正敬
市町関係	朝日町長	栗田 康昭
市町関係	川越町長	城田 政幸
市町関係	多気町長	久保 行央
市町関係	明和町長	中井 幸充
市町関係	大台町長	大森 正信
市町関係	玉城町長	辻村 修一

市町関係	度会町長	中村 順一
市町関係	大紀町長	谷口 友見
市町関係	南伊勢町長	小山 巧
市町関係	紀北町長	尾上 壽一
市町関係	御浜町長	大畑 覚
市町関係	紀宝町長	西田 健
市町関係	三重県市議会議長会会長	水谷 進
市町関係	三重県町村議会議長会会長	上村 久仁
市町関係	三重県市町教育委員会連絡協議会会長	上島 和久
市町関係	三重県市町教育長会会長	上島 和久
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	向井 弘光
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	濱田 典保
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	上田 豪
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	梅村 光久
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	石垣 英一
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	加藤 公
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会副会長	宮本 ともみ
スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会理事長	東地 隆司
スポーツ関係	一般財団法人 三重陸上競技協会会長	田村 憲久
スポーツ関係	一般社団法人 三重県水泳連盟会長	島 正明
スポーツ関係	一般社団法人 三重県サッカー協会会長	岩間 弘
スポーツ関係	三重県テニス協会会長	川崎 二郎
スポーツ関係	三重県ボート協会会長	西場 信行
スポーツ関係	三重県ホッケー協会会長	芳野 正英
スポーツ関係	三重県ボクシング連盟会長	中川 正美
スポーツ関係	三重県バレーボール協会会長	中川 正春
スポーツ関係	三重県体操協会会長	中西 長男
スポーツ関係	一般社団法人 三重県バスケットボール協会会長	八木 秀行
スポーツ関係	三重県レスリング協会会長	宇野 長好
スポーツ関係	三重県ヨット連盟会長	原田 佳幸
スポーツ関係	三重県ウエイトリフティング協会会長	柳瀬 仁
スポーツ関係	三重県ハンドボール協会会長	向井 弘光
スポーツ関係	三重県自転車競技連盟会長	西場 信行
スポーツ関係	三重県ソフトテニス連盟会長	北村 和久
スポーツ関係	三重県卓球協会会長	杉本 熊野
スポーツ関係	三重県相撲連盟理事長	石川 元司
スポーツ関係	三重県馬術連盟会長	石垣 征生
スポーツ関係	三重県フェンシング協会会長	野村 保夫
スポーツ関係	三重県柔道協会会長	平賀 秀忠

スポーツ関係	三重県ソフトボール協会会長	太田 正隆
スポーツ関係	三重県バドミントン協会会長	金森 正
スポーツ関係	三重県弓道連盟会長	伊藤 徹
スポーツ関係	三重県ライフル射撃協会会長	中村 孝夫
スポーツ関係	三重県剣道連盟会長	岡田 一義
スポーツ関係	三重県ラグビーフットボール協会会長	中岡 昭彦
スポーツ関係	三重県山岳連盟会長	根本 幹雄
スポーツ関係	三重県カヌー協会会長	吉川 ゆうみ
スポーツ関係	三重県アーチェリー協会会長	後藤 健一
スポーツ関係	三重県空手道連盟会長	奈須 和夫
スポーツ関係	三重県クレ射撃協会会長	橋本 修
スポーツ関係	三重県ボウリング連盟理事長	田口 隆夫
スポーツ関係	三重県ゴルフ連盟会長	谷川 憲三
スポーツ関係	三重県軟式野球連盟会長	千田 喜久治
スポーツ関係	三重県銃剣道連盟会長	田村 憲久
スポーツ関係	三重県なぎなた連盟会長	芝 博一
スポーツ関係	三重県トリアスロン協会会長	山田 康晴
スポーツ関係	一般財団法人 三重県高等学校野球連盟会長	鈴木 達哉
スポーツ関係	三重県綱引連盟会長	濱田 典保
スポーツ関係	三重県武術太極拳連盟会長	舟橋 裕幸
スポーツ関係	三重県パワーリフティング協会理事長	三橋 信之
スポーツ関係	三重県ゲートボール連合会会長	宮田 淳
スポーツ関係	三重県グラウンド・ゴルフ協会会長	堀田 正義
スポーツ関係	三重県スポーツ推進委員協議会会長	馬場 宏
スポーツ関係	三重県スポーツ少年団本部長	宮崎 誠
スポーツ関係	SC みえネットワーク会長	田中 栄一
スポーツ関係	一般社団法人 三重県レクリエーション協会会長	大川 吉崇
福祉・障がいスポーツ関係	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会会長	井村 正勝
福祉・障がいスポーツ関係	三重県障がい者スポーツ協会会長	前田 浩司
福祉・障がいスポーツ関係	社会福祉法人 三重県厚生事業団理事	速水 恒夫
学校関係	三重県小中学校長会会長	西村 茂
学校関係	三重県立学校長会会長	谷口 光暁
学校関係	三重県中学校体育連盟会長	中西 裕之
学校関係	三重県高等学校体育連盟会長	阿形 克己
学校関係	国立大学法人 三重大学学長	駒田 美弘
学校関係	公立大学法人 三重県立看護大学理事長・学長	菱沼 典子
学校関係	学校法人暁学園 四日市大学学長	岩崎 恭典
学校関係	学校法人皇學館 皇學館大学学長	清水 潔
学校関係	学校法人享栄学園 鈴鹿大学学長	市野 聖治

学校関係	鈴鹿医療科学大学学長	豊田 長康
学校関係	四日市看護医療大学学長	丸山 康人
学校関係	津市立三重短期大学学長	東福寺 一郎
学校関係	学校法人高田学苑 高田短期大学学長	栗原 廣海
学校関係	学校法人享栄学園 鈴鹿大学短期大学部学長	市野 聖治
学校関係	学校法人大橋学園 ユマニテク短期大学学長	大橋 正行
学校関係	独立行政法人国立高等専門学校機構 鈴鹿工業高等専門学校校長	吉田 潤一
学校関係	独立行政法人国立高等専門学校機構 鳥羽商船高等専門学校校長	林 祐司
学校関係	学校法人近畿大学 近畿大学工業高等専門学校校長	村田 圭治
学校関係	三重県私学総連合会会長	梅村 光久
学校関係	三重県PTA連合会会長	松山 安利
学校関係	三重県高等学校PTA連合会会長	倉田 利寛
産業・経済関係	三重県商工会議所連合会会長	岡本 直之
産業・経済関係	三重県商工会連合会会長	坂下 啓登
産業・経済関係	三重県中小企業団体中央会会長	佐久間 裕之
産業・経済関係	三重県経営者協会会長	小倉 敏秀
産業・経済関係	中部経済同友会三重地区地域懇談会代表世話人	雲井 純
産業・経済関係	日本労働組合総連合会三重県連合会会長	吉川 秀治
産業・経済関係	公益社団法人 日本青年会議所東海地区 三重ブロック協議会会長	山川 武志
産業・経済関係	三重県農業協同組合中央会会長	谷口 俊二
産業・経済関係	三重県漁業協同組合連合会代表理事会長	湯浅 雅人
産業・経済関係	三重県木材協同組合連合会理事長	野地 洋正
産業・経済関係	公益社団法人 三重県緑化推進協会会長	川喜田 久
産業・経済関係	三重県森林組合連合会代表理事会長	朝尾 高明
産業・経済関係	一般社団法人 三重県建設業協会会長	山野 稔
産業・経済関係	中部電力株式会社三重支店執行役員三重支店長	古田 真二
医療関係	公益社団法人 三重県医師会会長	青木 重孝
医療関係	一般社団法人 三重県病院協会理事長	竹田 寛
医療関係	公益社団法人 三重県看護協会会長	西宮 勝子
医療関係	公益社団法人 三重県歯科医師会会長	田所 泰
医療関係	一般社団法人 三重県薬剤師会会長	西井 政彦
医療関係	日本赤十字社三重県支部支部長	野呂 昭彦
宿泊・観光・衛生関係	公益社団法人 三重県観光連盟会長	雲井 敬
宿泊・観光・衛生関係	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	木村 圭仁朗
宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人 全国旅行業協会三重県支部支部長	小西 靖司
宿泊・観光・衛生関係	公益社団法人 三重県栄養士会会長	井後 福美
宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人 三重県食品衛生協会会長	中井 重利

宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人 三重県調理師連合会会長	伊藤 隆明
通信・運輸関係	公益社団法人 三重県バス協会会長	雲井 敬
通信・運輸関係	東海旅客鉄道株式会社三重支店支店長	西川 員也
通信・運輸関係	近畿日本鉄道株式会社名古屋統括部 取締役常務執行役員名古屋統括部長	原 恭
通信・運輸関係	一般社団法人 三重県タクシー協会会長	鋤形 幸一
通信・運輸関係	西日本電信電話株式会社三重支店支店長	大西 秀隆
通信・運輸関係	株式会社 NTT ドコモ東海支社三重支店支店長	田口 浩司
通信・運輸関係	KDDI 株式会社中部総支社理事中部総支社長	渡辺 道治
通信・運輸関係	ソフトバンク株式会社地域総務部部長	下 英章
交通・消防関係	中日本高速道路株式会社名古屋支社支社長	近藤 清久
交通・消防関係	一般財団法人 三重県交通安全協会会長	余野部 克治
交通・消防関係	三重県消防長会会長	坂倉 啓史
文化・社会団体等関係	一般財団法人 三重県老人クラブ連合会会長	西川 明正
文化・社会団体等関係	日本ボーイスカウト三重連盟理事長	山本 幹
文化・社会団体等関係	一般社団法人 ガールスカウト三重県連盟顧問	河口 和子
文化・社会団体等関係	三重県子ども会連合会会長	小野 欽市
文化・社会団体等関係	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団理事長	福田 圭司
文化・社会団体等関係	三重県ボランティア連絡協議会会長	川瀬 みち代
文化・社会団体等関係	国際ロータリー第 2630 地区ガバナーエレクト	辻 正敏
文化・社会団体等関係	ライオンズクラブ国際協会 334-B 地区 四日市みたきライオンズクラブ地区名誉顧問	中村 光宏
官・公署関係	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所所長	岩下 友也
官・公署関係	防衛省自衛隊三重地方協力本部本部長	鹿子島 洋
県（行政）関係	三重県スポーツ推進審議会会長	鶴原 清志
県（行政）関係	三重県副知事	渡邊 信一郎
県（行政）関係	三重県副知事	稲垣 清文
県（行政）関係	三重県危機管理統括監	服部 浩
県（行政）関係	三重県防災対策部長	福永 和伸
県（行政）関係	三重県戦略企画部長	西城 昭二
県（行政）関係	三重県総務部長	嶋田 宜浩
県（行政）関係	三重県医療保健部長	福井 敏人
県（行政）関係	三重県子ども・福祉部長	田中 功
県（行政）関係	三重県環境生活部長	井戸畑 真之
県（行政）関係	三重県地域連携部長	鈴木 伸幸
県（行政）関係	三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	村木 輝行
県（行政）関係	三重県地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
県（行政）関係	三重県農林水産部長	岡村 昌和
県（行政）関係	三重県雇用経済部長	村上 亘
県（行政）関係	三重県雇用経済部観光局長	河口 瑞子

県（行政）関係	三重県県土整備部長	渡辺 克己
県（行政）関係	三重県企業庁長	山神 秀次
県（行政）関係	三重県病院事業庁長	長谷川 耕一
県（行政）関係	三重県教育委員会教育長	廣田 恵子
県（行政）関係	三重県警察本部長	難波 健太

【監事：3名】

(敬称略、順不同)

所属機関・団体・役職名	氏名
三重県会計管理者（出納局長）	荒木 敏之
市会計管理者（桑名市会計管理者）	和田 克正
町会計管理者（紀宝町会計管理者）	佐藤 州弘

【顧問：7名】

(敬称略、順不同)

所属機関・団体・役職名	氏名
衆議院議員	岡田 克也
衆議院議員	川崎 二郎
衆議院議員	田村 憲久
衆議院議員	中川 正春
衆議院議員	三ツ矢 憲生
参議院議員	芝 博一
参議院議員	吉川 ゆうみ

【参与：77名】

(敬称略、順不同)

所属機関・団体・役職名	氏名
三重県議会議員	青木 謙順
三重県議会議員	今井 智広
三重県議会議員	岡野 恵美
三重県議会議員	杉本 熊野
三重県議会議員	舟橋 裕幸
三重県議会議員	前田 剛志
三重県議会議員	前野 和美
三重県議会議員	石田 成生
三重県議会議員	田中 智也
三重県議会議員	津田 健児
三重県議会議員	山内 道明
三重県議会議員	山本 里香
三重県議会議員	芳野 正英
三重県議会議員	奥野 英介

三重県議会議員	中川 正美
三重県議会議員	中村 進一
三重県議会議員	廣 耕太郎
三重県議会議員	後藤 健一
三重県議会議員	田中 祐治
三重県議会議員	中瀬古 初美
三重県議会議員	野口 正
三重県議会議員	倉本 崇弘
三重県議会議員	小島 智子
三重県議会議員	三谷 哲央
三重県議会議員	山本 勝
三重県議会議員	小林 正人
三重県議会議員	下野 幸助
三重県議会議員	彦坂 公之
三重県議会議員	藤田 宜三
三重県議会議員	中森 博文
三重県議会議員	津村 衛
三重県議会議員	東 豊
三重県議会議員	長田 隆尚
三重県議会議員	野村 保夫
三重県議会議員	大久保 孝栄
三重県議会議員	藤根 正典
三重県議会議員	日沖 正信
三重県議会議員	水谷 隆
三重県議会議員	中嶋 年規
三重県議会議員	山本 教和
三重県議会議員	稲森 稔尚
三重県議会議員	木津 直樹
三重県議会議員	舘 直人
三重県議会議員	服部 富男
三重県議会議員	西場 信行
三重県議会議員	濱井 初男
三重県議会議員	村林 聡
三重県議会議員	吉川 新
三重県教育委員会委員	森脇 健夫
三重県教育委員会委員	岩崎 恭典
三重県教育委員会委員	黒田 美和
三重県教育委員会委員	原田 佳子
伊勢新聞社編集局長	綿貫 美希

朝日新聞社津総局総局長	斎藤 大宙
毎日新聞社津支局支局長	広瀬 隆史
中日新聞社三重総局総局長	石川 保典
読売新聞社津支局支局長	新良 雅司
産経新聞社津支局支局長	糸 博之
日本経済新聞社津支局支局長	山本 啓一
中部経済新聞社三重支社支社長	坂本 和優
一般社団法人 共同通信社津支局支局長	橋田 欣典
時事通信社津支局支局長	瀬戸 哲也
日刊工業新聞社三重支局支局長	堀 信一
日本放送協会津放送局局長	須田 俊明
CBCテレビ三重支社支社長	花田 松彦
東海ラジオ放送三重支局支局長	澤田 啓
東海テレビ放送三重支社支社長	小川 貴正
三重テレビ放送代表取締役社長	長江 正
名古屋テレビ放送三重支社支社長	小島 淳
中京テレビ放送三重支局支局長	太田 恵三
三重エフエム放送代表取締役社長	丹羽 勇
株式会社夕刊三重新聞社代表取締役社長	山下 至
三重新報社代表	岡原 一寿
吉野熊野新聞社編集長	谷川 隆富
特定非営利活動法人いなべエフエム会長	弓矢 孝己
株式会社シー・ティー・ワイ代表取締役社長	渡部 一貴
三重県ケーブルテレビ協議会会長	塩冶 憲司

第76回国民体育大会三重県準備委員会 役員名簿

会長1名、副会長8名、常任委員43名、監事3名 計55名

平成30年7月23日現在
(敬称略、順不同)

役職名	所属機関・団体・役職名	氏名
会長	三重県知事	鈴木 英敬
副会長	三重県議会議長	前田 剛志
"	三重県市長会会長	鈴木 健一
"	三重県町村会会長	谷口 友見
"	公益財団法人 三重県体育協会副会長	向井 弘光
"	三重県副知事	渡邊 信一郎
"	三重県副知事	稲垣 清文
"	三重県危機管理統括監	服部 浩
"	三重県教育委員会教育長	廣田 恵子
常任委員	三重県議会総務地域連携常任委員会委員長	服部 富男
"	三重県議会スポーツ振興議員連盟会長	西場 信行
"	三重県市町教育長会会長	上島 和久
"	公益財団法人 三重県体育協会副会長	濱田 典保
"	公益財団法人 三重県体育協会副会長	上田 豪
"	公益財団法人 三重県体育協会副会長	梅村 光久
"	公益財団法人 三重県体育協会副会長	石垣 英一
"	公益財団法人 三重県体育協会副会長	加藤 公
"	公益財団法人 三重県体育協会副会長	宮本 ともみ
"	三重県スポーツ推進委員協議会会長	馬場 宏
"	一般社団法人 三重県レクリエーション協会会長	大川 吉崇
"	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会会長	井村 正勝
"	三重県中学校体育連盟会長	中西 裕之
"	三重県高等学校体育連盟会長	阿形 克己
"	三重県商工会議所連合会会長	岡本 直之
"	三重県商工会連合会会長	坂下 啓登
"	三重県中小企業団体中央会会長	佐久間 裕之
"	三重県経営者協会会長	小倉 敏秀
"	公益社団法人 三重県医師会会長	青木 重孝
"	一般社団法人 三重県病院協会理事長	竹田 寛
"	公益社団法人 三重県看護協会会長	西宮 勝子
"	公益社団法人 三重県歯科医師会会長	田所 泰
"	一般社団法人 三重県薬剤師会会長	西井 政彦

常任委員	公益社団法人 三重県観光連盟会長	雲井 敬
〃	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	木村 圭仁朗
〃	公益社団法人 三重県バス協会会長	雲井 敬
〃	三重県スポーツ推進審議会会長	鶴原 清志
〃	三重県防災対策部長	福永 和伸
〃	三重県戦略企画部長	西城 昭二
〃	三重県総務部長	嶋田 宜浩
〃	三重県医療保健部長	福井 敏人
〃	三重県子ども・福祉部長	田中 功
〃	三重県環境生活部長	井戸畑 真之
〃	三重県地域連携部長	鈴木 伸幸
〃	三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	村木 輝行
〃	三重県地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
〃	三重県農林水産部長	岡村 昌和
〃	三重県雇用経済部長	村上 亘
〃	三重県雇用経済部観光局長	河口 瑞子
〃	三重県県土整備部長	渡辺 克己
〃	三重県企業庁長	山神 秀次
〃	三重県病院事業庁長	長谷川 耕一
〃	三重県警察本部長	難波 健太
監事	三重県会計管理者（出納局長）	荒木 敏之
〃	市会計管理者（桑名市会計管理者）	和田 克正
〃	町会計管理者（紀宝町会計管理者）	佐藤 州弘

第76回国民体育大会三重県準備委員会 常任委員会名簿

委員長1名、副委員長8名、常任委員43名 計52名 平成30年7月23日現在
(敬称略、順不同)

役職名	所属機関・団体・役職名	氏名
委員長	三重県知事	鈴木 英敬
副委員長	三重県議会議長	前田 剛志
	三重県市長会会長	鈴木 健一
	三重県町村会会長	谷口 友見
	公益財団法人 三重県体育協会副会長	向井 弘光
	三重県副知事	渡邊 信一郎
	三重県副知事	稲垣 清文
	三重県危機管理統括監	服部 浩
	三重県教育委員会教育長	廣田 恵子
常任委員	三重県議会総務地域連携常任委員会委員長	服部 富男
	三重県議会スポーツ振興議員連盟会長	西場 信行
	三重県市町教育長会会長	上島 和久
	公益財団法人 三重県体育協会副会長	濱田 典保
	公益財団法人 三重県体育協会副会長	上田 豪
	公益財団法人 三重県体育協会副会長	梅村 光久
	公益財団法人 三重県体育協会副会長	石垣 英一
	公益財団法人 三重県体育協会副会長	加藤 公
	公益財団法人 三重県体育協会副会長	宮本 ともみ
	三重県スポーツ推進委員協議会会長	馬場 宏
	一般社団法人 三重県レクリエーション協会会長	大川 吉崇
	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会会長	井村 正勝
	三重県中学校体育連盟会長	中西 裕之
	三重県高等学校体育連盟会長	阿形 克己
	三重県商工会議所連合会会長	岡本 直之
	三重県商工会連合会会長	坂下 啓登
	三重県中小企業団体中央会会長	佐久間 裕之
	三重県経営者協会会長	小倉 敏秀
	公益社団法人 三重県医師会会長	青木 重孝
	一般社団法人 三重県病院協会理事長	竹田 寛
	公益社団法人 三重県看護協会会長	西宮 勝子
	公益社団法人 三重県歯科医師会会長	田所 泰
	一般社団法人 三重県薬剤師会会長	西井 政彦

常任委員	公益社団法人 三重県観光連盟会長	雲井 敬
	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	木村 圭仁朗
	公益社団法人 三重県バス協会会長	雲井 敬
	三重県スポーツ推進審議会会長	鶴原 清志
	三重県防災対策部長	福永 和伸
	三重県戦略企画部長	西城 昭二
	三重県総務部長	嶋田 宜浩
	三重県医療保健部長	福井 敏人
	三重県子ども・福祉部長	田中 功
	三重県環境生活部長	井戸畑 真之
	三重県地域連携部長	鈴木 伸幸
	三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	村木 輝行
	三重県地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
	三重県農林水産部長	岡村 昌和
	三重県雇用経済部長	村上 亘
	三重県雇用経済部観光局長	河口 瑞子
	三重県県土整備部長	渡辺 克己
	三重県企業庁長	山神 秀次
	三重県病院事業庁長	長谷川 耕一
三重県警察本部長	難波 健太	